

社団法人五島市交通安全協会定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、社団法人五島市交通安全協会という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を長崎県五島市東浜町三丁目9番1号におく。

(目的)

第3条 この法人は、交通状態の改善を図り交通の安全と円滑を促進することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 交通事故防止及び交通道德の昂揚に関する啓蒙宣伝
- (2) 交通施設の改善及び交通能率の増進に関する調査研究
- (3) 交通事故を防止するための体系的な交通安全教育の実施
- (4) 交通関係功労者(団体を含む)及び優良運転者の表彰
- (5) 五島警察署における運転免許関係事務委託事業
- (6) 長崎県証紙売りさばき事業
- (7) その他この法人の目的達成に必要な事業

第2章 会 員

(種別)

第5条 この法人の会員は、次のとおりとする。

- (1) 五島警察署管内に住所(事業所)を有する自動車等の運転免許を受けている者並びに自動車(原付を含む)の所有者及び使用者
- (2) この法人の事業に賛同する者

(会費)

第6条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(入会)

第7条 会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出しなければならない。ただし、会費納入をもって、これに代えることができる。

(退会)

第8条 会員は、退会しようとするときは、その旨を会長に届け出なければな

らない。

2 会員は、次の各号の一に該当するときは、退会したものとみなす。

- (1) 死亡又は解散したとき
 - (2) 会費を納入しないとき
 - (3) 住所又は事業所を五島警察署管内以外に変更したとき
- (除名)

第9条 会員で、この法人の名誉を毀損し、又はこの定款に反するような行為があったときは、総会の議決により、除名することができる。

(抛出金品の不返還)

第10条 既納の会費その他の抛出金品は、返還しないものとする。

第3章 役 員

(種別及び選任)

第11条 この法人に、次の役員をおく。

会 長	1名
副 会 長	5名以内
専務理事	必要あるとき1名
理 事	20名以上25名以内(会長・副会長・専務理事を含む)
監 事	3名以内

2 理事及び監事は、会員のなかから総会において選出する。

3 会長、副会長及び専務理事は、理事の互選によりこれを選任する。

4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(職務)

第12条 理事は、総会の議決に基づいて会務を執行する。

2 会長は、この法人を代表し、会務を統轄する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

4 専務理事は、会務を処理する。

5 監事は、民法第59条の職務を行う。

(任期)

第13条 役員任期は、2年とし、就任後第2回目の通常総会終了の時に終わる。ただし、再任を妨げない。

2 増員又は補欠のため選任された役員任期は、前項の規定にかかわらず、それぞれ現任者又は前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは前任者がその職務を行わなければならない。

(解任)

第 14 条 役員が、次のいずれかに該当するときは、総会において議決により、解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められたとき

(役員の報酬)

第 15 条 役員は、すべて名誉職であり無給とする。ただし、専務理事は有給とすることができる。

- 2 役員に、費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項の規定に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

第 4 章 顧問・参与

(顧問・参与)

第 16 条 この法人に、顧問及び参与をおく。

- 2 顧問及び参与は、本法人のため特に功労がある者及び学識経験のある者等の中から、理事会の承認を経て、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長の諮問に応ずるほか、事業遂行に関する格段の意見を開述する。
- 4 参与は、会務に参加し、事業遂行に関し、格段の提案をする。

第 5 章 会 議

(種別)

第 17 条 会議は、総会及び理事会とし、総会を通常総会及び臨時総会に分ける。

(構成)

第 18 条 通常総会は、当年 3 月 3 1 日現在の会員をもって構成する。

- 2 臨時総会は、開催日の 3 0 日前現在の会員をもって構成する。
- 3 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 19 条 総会は、この定款に規定するもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画の決定
- (2) 事業報告の承認
- (3) 予算を伴わない権利の放棄又は義務の負担

(4) その他この法人の運営に関する重要なこと

2 理事会は、この定款に規定するもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関すること
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の報告に関する事項

(招集)

第 20 条 会議は、会長が招集する。

2 会議を招集するには、会議を構成する会員又は理事に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに会議の日時及び場所を示して、7 日以前に文書をもって通知しなければならない。

(開催)

第 21 条 通常総会は、毎年 1 回、5 月に開催する。

- 2 臨時総会は、理事会が必要と認めるとき又は会員の 5 分の 1 以上若しくは監事から会議の目的たる事項を示して、請求のあったときに開催する。
- 3 理事会は、必要なときに随時開催する。

(議長)

第 22 条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選任する。

2 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第 23 条 総会は、会員の 1 0 分の 1 以上、理事会は、理事の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 24 条 総会の議事は、出席会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 理事会の議事は、出席理事の過半数をもって決する。

(書面表決等)

第 25 条 やむを得ない理由のため、会議に出席できない会員又は理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって議決し、又は他の構成員を代理人として、表決を委任することができる。この場合において、前 2 条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第 26 条 会議の議事については、次の各号に掲げる事項を記録した議事録を作成しなければならない。

- (1) 開会の日時及び場所
- (2) 会員又は理事の現在数

- (3) 会議に出席した会員又は理事の氏名(書面表決者及び表決委任者を含む。)
 - (4) 議決事項
 - (5) 議事の経過、要領及び発言者の発言要旨
 - (6) 議事録署名に関する事項
- 2 議事録には、議長及び出席した会員又は理事のなかからその会議において選出された議事録署名人2名以上が署名しなければならない。

第6章 資産及び会計

(資産)

第27条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の種別)

第28条 この法人の資産は、基本財産及び運用財産の2種とする。

- 2 基本財産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
- (1) 設立当初の財産目録中、基本財産の部に記載された財産
 - (2) 基本財産とすることを指定して寄付された財産
 - (3) 維持運営基金
 - (4) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産を除いた財産をいう。

(資産の管理)

第29条 この法人の資産は、会長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て別に定める。

- 2 基本財産のうち、現金は、確実な金融機関に預け入れ、若しくは信託銀行に信託し、又は国債公債その他確実な有価証券に替えて保管しなければならない。
- 3 資産の管理運用は、元本が確実に回収でき運用益が得られ、又は利用価値が生ずるなど安全、確実な方法で行わなければならない。

(基本財産の処分の制限)

第30条 基本財産は、これを処分若しくは消費し、又は抵当権その他のために供してはならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、長崎県知事の

承認を経、かつ、総会において議決を得て、これを管理運営費にあてることができる。

(経費の支弁)

第31条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

(予算及び決算)

第32条 この法人の収支予算は、年度開始前に総会の議決を経て定め、収支決算は、年度終了後2カ月以内にその年度末における財産目録とともに監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、止むを得ない理由により予算が成立しないときは会長は理事会の議決を得て予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

3 前項の収入支出は、あらたに成立した予算の収入支出とみなす。

(会計年度)

第33条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第34条 この定款は、総会において、出席会員の4分の3以上の同意を経、長崎県知事の認可を得なければ、変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第35条 この法人は、民法第68条第1項第2号から第4号まで及び同条第2項の規定により解散する。

2 解散のときに存する残余財産は、総会の議決を経、長崎県知事の許可を得て類似の目的をもつ他の団体に寄付するものとする。

第8章 事務局

(事務局)

第36条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所用の職員を置く。
- 3 事務局長及び職員は、会長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(書類の備置)

第37条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 役員名簿、就任承諾書及び履歴書
- (4) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (5) 定款に定める機関の議事に関する書類
- (6) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類
- (7) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
- (8) 事業計画書及び収支予算書
- (9) 収支決算書
- (10) その他必要な帳簿及び書類

第9章 雑 則

(委任)

第38条 この定款の施行について必要な事項は理事会の議決を経て別に定める。

付 則

この定款は、昭和51年2月13日から施行する。

平成6年12月21日一部改正(第23条第1項)

平成10年7月16日一部改正(第2条及び第12条)

平成10年12月10日一部改正(第2条)

平成11年2月8日一部改正(第2条)

平成15年7月15日一部改正(第4条及び第14条)

平成16年8月2日一部改正(第1条、第2条、第4条第5号、第5条第1号)

平成19年6月29日一部改正

役員名簿

理事25名(会長、副会長を含む)、監事3名

平成21年6月1日現在

役職	氏名	常勤・非常勤	備考
理事	田口 功	非常勤	会長
"	田浦 巖	"	副会長
"	網本 定信	"	副会長
"	松尾 繁	"	副会長
"	江頭 久美	"	副会長
"	坂谷 善衛	"	
"	松本 豊	"	
"	山本 稔	"	
"	吉田 隆正	"	
"	入口 秀章	"	
"	坂井 成光	"	
"	山里 一郎	"	
"	平村 和弘	"	
"	畑中 重徳	"	
"	出口 敬介	"	
"	山中 善久	"	
"	佐藤 しづ子	"	
"	平山 紀久博	"	
"	三浦 直人	"	
"	近藤 茂八	"	
"	門原 一人	"	
"	浦 正征	"	
"	野口 榮	"	
"	谷口 久次	"	
"	柿森 誠	"	
監事	中村 栄治	"	
"	佐々野 俊男	"	
"	野口 喬史	"	

社員(会員)名簿

社員(会員)が多数なため、総数の表示とさせていただきます。なお、会員から会員権利の行使を目的とした正当な理由で、請求があったときには氏名、住所を開示します。

平成21年3月31日現在

運転免許保有者 12,758人

車両保有者 46人(団体24を含む)

社員(会員)総数 12,804人

平成20年度 事業経過報告書

平成20年4月1日～平成21年3月31日

月	日	広報活動の実施	日	安全指導の実施	日	その他(会議等の開催)
4	6~15	春の全国交通安全運動 立て看板、のぼり旗の設置(12支部) 安全運動啓発チラシ作成配布(19,500枚)	9	小学1年生黄色帽子贈呈(360個)	17	会計監査(事務所)
	6	交通安全街頭キャンペーン(シティー)	10	高齢者宅訪問活動(松山地区)	17	三役会議(事務所)
	7	交通安全街頭キャンペーン(福江、富江、岐宿)	10	交通安全街頭キャンペーン(吉久木)		
				交通安全教室への指導協力 (岐宿小、川原小、岳小、奈留小、玉之浦小等)		
5		行楽期の交通事故防止車両広報	12	自転車街頭指導(五島高校駐輪場)	9	理事会(事務所)
			12	違法駐車車両に対する街頭指導 交通安全教室への指導協力 (富江小、久賀小、藤小中、久賀中等)	28	長崎県交通安全協会評議員会(長崎市)
6		梅雨時の交通事故防止車両広報	9	違法駐車車両に対する街頭指導	20	市安全なわが街役員会議(市役所)
			18~20	交通安全指導員研修会(長崎市)	30	市安全・安心町づくり協議会(市役所)
			22	アイアンマントライアスロン大会		
7	10~19	夏の交通安全県民運動 立て看板、のぼり旗の設置(12支部) 安全運動啓発チラシ作成配布(19,500枚)	10~19	登校児童等の街頭指導	3	役員支部長合同会議(事務所)
	10	交通安全街頭キャンペーン(吉久木)	11	飲酒運転追放キャンペーン(飲食店) (飲酒運転根絶ポスター500枚作成)	4	女性部会総会(事務所)
	11	交通安全街頭キャンペーン(大浜)	16	高齢者宅訪問活動(増田・黒蔵地区)	23	公益法人制度改革検討会(長崎市)
	11	交通安全街頭キャンペーン(大浜)	17	自転車街頭指導(五高駐輪場・リック)	31	子ども自転車安全運転競技県大会 (福江小学校出場)
8		夏季の交通事故防止車両広報	14	違法駐車車両に対する街頭指導		
9	21~30	秋の全国交通安全運動 立て看板、のぼり旗の設置(12支部) 安全運動啓発チラシ作成配布(13,500枚)	8	違法駐車車両に対する街頭指導	12	役員支部長合同会議(事務所)
	21	交通安全徒歩パレード(市役所~商店街)	21~30	登校児童等の街頭指導	22	秋の優良運転者表彰伝達式(五島署)
	21	交通安全街頭キャンペーン(吉久木)	25	高齢者宅訪問活動(川原地区)		
	22	交通安全街頭キャンペーン(吉久木)	25	交通安全街頭キャンペーン(五島南高)		
10		交通事故防止車両広報 地域安全街頭キャンペーン(商店街) 安全な五島路を目指す講習会 (総合福祉センター)	8	違法駐車車両に対する街頭指導	22	更新時講習講師研修会(試験場)
			31	高齢者交通安全教室(自動車学校)	23	公益法人制度改革検討会(長崎市)
				交通安全教室への指導協力 (三井楽小、福江小)	24	交通死亡事故現場診断(奈留地区)
					29	市交通指導員研修会(市役所)
11		交通事故防止車両広報	10	違法駐車車両に対する街頭指導	19	公益法人立入り検査(県警)
			14	高齢者交通安全教室(自動車学校)		
12	6	交通安全広報車両パレード(本山)	16~25	登校児童等の街頭指導	5	役員支部長合同会議(事務所)
	16~25	年末の交通安全県民運動 立て看板、のぼり旗の設置(12支部)	17	高齢者宅訪問活動(楠原地区)	6	免許窓口職員研修会(大村市)
	16	交通安全街頭キャンペーン(吉久木)	19	飲酒運転追放キャンペーン(富江)	25	交通死亡事故現場診断(楠原地区)
			21	鬼岳マラソン大会キャンペーン(中央公園)		
1		交通事故防止車両広報	13	違法駐車車両に対する街頭指導	4	新年祝賀交歓会(市内)
					16	交通安全国民運動中央大会(東京)
2		交通事故防止車両広報	2	緑丘小学校交通少年団入退団式	4	交通安全指導員ブロック研修会(平戸署)
			9	自転車街頭指導(福江中駐輪場)	26	市交通安全対策協議会(市役所)
			12	福江小学校交通少年団入退団式		
3	12	交通事故防止車両広報	9	違法駐車車両に対する街頭指導	18	理事会(事務所)
		平成20年交通統計作成配布(130冊)			21	安全なわが街推進会議役員会(市内)
その他		固定看板による交通安全広報啓発 交通安全指導員による車両広報 夕暮れ時の早め点灯運動の推進 チャイルドシート貸出し事業		交通安全指導員による街頭指導 交通安全指導員による自転車安全指導 交通安全指導員による保育園、幼稚園 老人会に対する交通安全教育、指導		運転免許事務委託事業(即日交付事務) 運転免許証更新時講習 長崎県紙証販売業務 交通安全資料・ビデオ等の貸出、斡旋

平成20年度 一般会計収支計算書

平成20年4月1日から平成21年3月31日まで

科 目	予 算 額	決 算 額	差 異	摘 要
事業活動収支の部				
1. 事業活動収入				
会費収入	5,000,000	4,465,533	534,467	免許取得、更新時会費
基本財産運用収入	5,260,000	4,970,395	289,605	預金及び国債利息
寄附金収入	100	10,000	9,900	川口氏
預り金収入	0	82,166	82,166	職員社会保険・源泉税預り金
雑収入	24,000	24,000	0	自転車教育費(県協会)
事業活動収入計	10,284,100	9,552,094	732,006	
2. 事業活動支出				
事業費支出	(10,250,000)	(9,063,611)	(1,186,389)	
啓蒙宣伝費支出	2,700,000	2,195,281	504,719	のぼり旗、チラシ、黄色帽子、看板等
支部等活動費支出	800,000	642,000	158,000	支部及び女性部会活動費
表彰費支出	220,000	41,282	178,718	無事故優良運転者等表彰
印刷製本費支出	100,000	82,634	17,366	事務封筒、伝票、領収証、ゴム印
会議費支出	50,000	15,900	34,100	各種会議時茶菓代及び負担金
旅費交通費支出	350,000	184,980	165,020	自転車大会、県協会会議、研修会
通信費支出	130,000	94,251	35,749	切手、運送代、電話代
手数料支出	10,000	7,745	2,255	正会費徴収手数料及び送金手数料
消耗品費支出	100,000	92,472	7,528	事務用品、コピー用紙
水道光熱費支出	220,000	221,117	1,117	水道、電気、ガス
渉外費支出	50,000	50,000	0	慶弔費
諸負担金支出	110,000	108,000	2,000	県協会会費、各種団体負担金
租税公課支出	25,000	21,500	3,500	収入印紙、自動車税
広報車維持費支出	370,000	351,384	18,616	ガソリン、車両保険、車両検査代
給料支出	2,400,000	2,400,000	0	職員給料
諸手当支出	1,345,000	1,344,450	550	職員手当、賞与
法定福利費支出	570,000	568,520	1,480	各種社会保険料
諸雑支出	700,000	642,095	57,905	パソコン、コピーリース料、保守料
管理費支出	(6,632,253)	(6,149,538)	(482,715)	
会議費支出	70,000	32,550	37,450	通常総会会場費
印刷製本費支出	300,000	93,240	206,760	総会案内八ガキ印刷代
通信運搬費支出	1,000,000	883,437	116,563	総会案内八ガキ郵便代
報償費支出	300,000	218,000	82,000	理事会費用弁償
事務所維持費支出	65,000	64,950	50	火災保険料
租税公課支出	240,000	239,500	500	事務所・車庫固定資産税
給料支出	2,865,000	2,865,000	0	職員給料
諸手当支出	842,000	841,500	500	職員手当、賞与
法定福利費支出	500,000	491,591	8,409	各種社会保険料
福利厚生費支出	370,000	339,517	30,483	健康診断手数料、退職金共済掛金
預り金支出	80,253	80,253	0	前年度社会保険・源泉税預り金
事業活動支出計	16,882,253	15,213,149	1,669,104	
事業活動収支差額	6,598,153	5,661,055	937,098	
投資活動収支の部				
1. 投資活動収入				
特定資産取崩収入	6,500,000	2,000,000	4,500,000	保全引当預金取崩収入
有価証券売却収入	0	3,837,000	3,837,000	国債売却益
投資活動収入計	6,500,000	5,837,000	663,000	
2. 投資活動支出				
投資活動支出計	0	0	0	
投資活動収支差額	6,500,000	5,837,000	663,000	
財務活動収支の部				
予備費支出	704,868	0	704,868	
当期収支差額	803,021	175,945	978,966	
前期繰越収支差額	803,021	803,021	0	前年度繰越金
次期繰越収支差額	0	978,966	978,966	

平成20年度 特別会計収支計算書

平成20年4月1日から平成21年3月31日まで

科 目	予 算 額	決 算 額	差 異	摘 要
事業活動収支の部				
1. 事業活動収入				
事務手数料収入	5,000	5,000	0	他地区協会費徴収事務手数料
物品売上収入	60,000	144,292	84,292	高齢者マーク、反射材売上金
事務所使用料収入	54,000	54,000	0	違反者講習会場使用料(県協会)
器具使用料収入	100,000	100,000	0	コピー使用料(県協会)
講習手数料収入	40,000	47,000	7,000	社会参加講習手数料等(県協会)
証紙売上収入	27,500,000	27,084,920	415,080	長崎県証紙売上金
事業活動収入計	27,759,000	27,435,212	323,788	
2. 事業活動支出				
租税公課支出	97,400	97,400	0	法人市県民税、法人所得税
消耗品費支出	100,000	107,908	7,908	コピートナー
物品仕入支出	60,000	125,910	65,910	反射材等購入代金
給料支出	900,000	900,000	0	職員給料
証紙仕入支出	26,600,000	26,220,550	379,450	長崎県証紙購入代金
事業活動支出計	27,757,400	27,451,768	305,632	
事業活動収支差額	1,600	16,556	18,156	
投資活動収支の部				
1. 投資活動収入				
特定資産取崩収入	1,500,000	1,500,000	0	保全引当預金取崩(県証紙購入準備資金)
投資活動収入計	1,500,000	1,500,000	0	
2. 投資活動支出				
特定資産取得支出	1,500,000	1,500,000	0	保全引当預金への還付
投資活動支出計	1,500,000	1,500,000	0	
投資活動収支差額	0	0	0	
財務活動収支の部				
予備費支出	59,052	0	59,052	
当期収支差額	57,452	16,556	40,896	
前期繰越収支差額	57,452	57,452	0	前年度繰越金
次期繰越収支差額	0	40,896	40,896	

正味財産増減計算書

平成20年4月1日から平成21年3月31日まで

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産受取利息	4,970,395	5,263,927	293,532
有価証券売却益	3,837,000	0	3,837,000
有価証券償還益	146,350	35,100	111,250
正会員会費	4,465,533	4,040,250	425,283
特別協力費		1,559,191	1,559,191
寄附金	10,000	10,000	0
特別会計収入	27,435,212	28,550,547	1,115,335
雑収入	24,000	24,000	0
経常収益計	40,888,490	39,483,015	1,405,475
(2) 経常費用			
事業費	9,063,611	10,949,077	1,885,466
管理費	6,069,285	5,424,402	644,883
予備費	0	257,250	257,250
減価償却費	813,901	889,739	75,838
特別会計支出	27,463,338	28,570,882	1,107,544
経常費用計	43,410,135	46,091,350	2,681,215
当期一般正味財産増減額	2,521,645	6,608,335	4,086,690
一般正味財産期首残高	463,447,983	470,056,318	6,608,335
一般正味財産期末残高	460,926,338	463,447,983	2,521,645
指定正味財産増減の部			
正味財産期末残高	460,926,338	463,447,983	2,521,645

貸借対照表

平成21年3月31日現在

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	1,019,862	860,473	159,389
貯蔵品(証紙)	26,470	38,040	11,570
流動資産合計	1,046,332	898,513	147,819
2. 固定資産			
(1) 基本財産(維持運営基金)			
投資有価証券(国債)	399,887,550	399,741,200	146,350
定期預金	21,000,000	21,000,000	0
普通預金	9,397,001	9,397,001	0
基本財産合計	430,284,551	430,138,201	146,350
(2) 特定資産			
維持運営保全引当資産	6,500,000	8,500,000	2,000,000
退職給与引当資産	900,000	900,000	0
減価償却引当資産	900,000	900,000	0
特定資産合計	8,300,000	10,300,000	2,000,000
(3) その他の固定資産			
建物	21,038,100	21,724,665	686,565
車両運搬具	152,489	254,106	101,617
器具備品	99,132	124,851	25,719
電話加入権	87,900	87,900	0
その他の固定資産合計	21,377,621	22,191,522	813,901
固定資産合計	459,962,172	462,629,723	2,667,551
資産合計	461,008,504	463,528,236	2,519,732
負債の部			
1. 流動負債			
預り金	82,166	80,253	1,913
流動負債合計	82,166	80,253	1,913
負債合計	82,166	80,253	1,913
正味財産の部			
1. 一般正味財産	460,926,338	463,447,983	2,521,645
(うち基本財産への充当額)	430,284,551	430,138,201	146,350
(うち特定資産への充当額)	8,300,000	10,300,000	2,000,000
正味財産合計	460,926,338	463,447,983	2,521,645
負債及び正味財産合計	461,008,504	463,528,236	2,519,732

財 産 目 録

平成21年3月31日現在

科 目	金	額
資産の部		
1. 流動資産(現金及び預金)		
現金手許有高(一般会計)	70,000	
現金手許有高(特別会計)	37,208	
貯蔵品(長崎県収入証紙)	26,470	
普通預金 十八銀行福江支店	616,327	
普通預金 福江信用組合	208,215	
普通預金 親和銀行福江支店	84,424	
普通預金 親和銀行福江支店(特別会計)	3,688	
流動資産合計		1,046,332
2. 固定資産		
(1) 基本財産(維持運営基金)		
投資有価証券 第273回利付国債	99,887,550	
投資有価証券 第297回利付国債	300,000,000	
普通預金 十八銀行福江支店	397,001	
普通預金 親和銀行福江支店	9,000,000	
定期預金 親和銀行福江支店	10,000,000	
定期預金 福江信用組合	10,000,000	
定額貯金 福江郵便局	1,000,000	
基本財産(維持運営基金)合計	430,284,551	
(2) 特定資産		
維持運営保全引当資産	6,500,000	
普通預金 十八銀行福江支店		
退職給与引当資産	900,000	
定期預金 十八銀行福江支店		
減価償却引当資産	900,000	
普通預金 親和銀行福江支店		
特定資産合計	8,300,000	
(3) その他固定資産		
建 物 事務所及び車庫	21,038,100	
車両運搬具 広報車両2台	152,489	
器具備品 電光表示板3台	99,132	
電話加入権	87,900	
その他固定資産合計	21,377,621	
固定資産合計		459,962,172
資産合計		461,008,504
負債の部		
1. 流動負債		
預り金 職員社会保険、源泉税預り金	82,166	
流動負債合計		82,166
負債合計		82,166
正味財産		460,926,338

平成21年度 事業計画書

平成21年4月1日～平成22年3月31日

月	日	広報活動の実施	日	安全指導の実施	日	その他(会議等の開催)	
4	1	安全運動啓発チラシの作成配布(19,500枚)	6～15	登校児童等の街頭指導	23	会計監査(事務所)	
	6～15	春の全国交通安全運動		自転車街頭キャンペーン(三尾野)		23	三役会議(事務所)
		立て看板、のぼり旗の設置(12支部)		交通安全街頭キャンペーン(吉久木)			
	6	交通安全車両広報パレード(市役所)		高齢者宅訪問活動(大津地区)			
	8	小学1年生に対して黄色帽子及びランドセルカバーの贈呈(360個)	10	交通安全教室への指導協力(岳小、川原小、久賀小、岐宿小、盈進等)			
5		行楽期の交通事故防止車両広報		交通安全教室への指導協力(各小中学校)	13	理事会(事務所)	
			違法駐車車両に対する街頭指導 自転車街頭指導	27	県協会理事会・評議員会(長崎市内) 平成21年度通常総会(市内) 春の優良運転者表彰伝達(総会時)		
6		道路交通法改正チラシの作成配布 梅雨期の交通事故防止車両広報		違法駐車車両に対する街頭指導 交通安全指導員研修会(長崎市内)		女性部会通常総会	
7	8～17	夏の交通安全県民運動	8～17	登校児童等の街頭指導	30	役員支部長合同会議	
		立て看板、のぼり旗の設置(12支部) 安全運動啓発チラシの作成配布(19,500枚)		子ども自転車安全運転競技県大会 飲酒運転根絶キャンペーン			
8		居眠り運転等過労運転防止車両広報		違法駐車車両に対する街頭指導		県下安全協会長・事務局長会議	
9	21～30	秋の全国交通安全運動	21～30	登校児童等の街頭指導		役員支部長合同会議 秋の優良運転者表彰伝達式(五島署)	
		立て看板、のぼり旗の設置(12支部) 車両広報パレード(各地区) 安全運動啓発チラシの作成配布(12,500枚)		交通安全街頭キャンペーン 高齢者宅訪問活動 高齢者交通安全グラウンドゴルフ大会			
10		車両による広報活動の実施		違法駐車車両に対する街頭指導 交通安全教室への指導協力(各小中学校)		免許更新時講師研修会(大村市)	
11		車両による広報活動の実施		違法駐車車両に対する街頭指導		公益法人定期立入検査(県警)	
12	15～24	年末の交通安全県民運動	15～24	登校児童等の街頭指導		役員支部長合同会議 免許事務職員研修会(長崎市)	
		立て看板、のぼり旗の設置(12支部) 安全運動啓発チラシの作成配布(19,500枚) 本山地区交通安全徒歩パレード		交通安全街頭キャンペーン 高齢者宅訪問活動 違法駐車車両に対する街頭指導			
1		車両による広報活動の実施		違法駐車車両に対する街頭指導		交通安全国民運動中央大会	
2		車両による広報活動の実施		緑丘小学校交通少年団入退団式 福江小学校交通少年団入退団式		交通安全指導員ブロック研修会	
3		車両による広報活動の実施		違法駐車車両に対する街頭指導		理事会	
			平成21年交通統計作成配布				
その他		固定看板による交通安全広報啓発 交通安全指導員による車両広報 夕暮れ時の早め点灯運動の推進 チャイルドシート貸し出し事業		交通安全指導員による街頭指導 交通安全指導員による自転車安全指導 交通安全指導員による保育園、幼稚園 老人会に対する交通安全教育、指導		運転免許事務委託事業(即日交付事務) 長崎県証紙販売業務 交通安全ビデオ等の貸し出し 交通事故防止用品(反射材)の斡旋・販売	

平成21年度 一般会計収支予算書

平成21年4月1日から平成22年3月31日まで

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減	備 考
事業活動収支の部				
1. 事業活動収入				
会費収入	5,000,000	5,000,000	0	免許取得・更新時會費
基本財産運用収入	5,750,000	5,260,000	490,000	預金及び国債利息
寄附金収入	100	100	0	
雑収入	24,000	24,000	0	自転車教育費(県協会)
事業活動収入計	10,774,100	10,284,100	490,000	
2. 事業活動支出				
事業費支出	(9,822,000)	(10,250,000)	(428,000)	
啓蒙宣伝費支出	2,400,000	2,700,000	300,000	のぼり旗、チラシ、黄色帽子、看板等
支部等活動費支出	750,000	800,000	50,000	支部及び女性部会活動費
表彰費支出	150,000	220,000	70,000	無事故優良運転者等表彰
印刷製本費支出	100,000	100,000	0	事務封筒、伝票、領収証、ゴム印
会議費支出	50,000	50,000	0	各種会議時茶菓代及び負担金
旅費交通費支出	300,000	350,000	50,000	自転車大会、県協会会議、研修会
通信費支出	120,000	130,000	10,000	切手、運送代、電話代
手数料支出	10,000	10,000	0	正會費徴収手数料及び送金手数料
消耗品費支出	100,000	100,000	0	事務用品、コピー用紙
水道光熱費支出	220,000	220,000	0	水道、電気、ガス
渉外費支出	50,000	50,000	0	慶弔費
諸負担金支出	110,000	110,000	0	県協会會費、各種団体負担金
租税公課支出	25,000	25,000	0	収入印紙、自動車税
広報車維持費支出	300,000	370,000	70,000	ガソリン、車両保険、車両検査代
給料支出	2,422,000	2,400,000	22,000	職員給料
諸手当支出	1,345,000	1,345,000	0	職員手当、賞与
被服費支出	80,000	0	80,000	女子職員制服代
法定福利費支出	590,000	570,000	20,000	各種社会保険料
諸雑支出	700,000	700,000	0	パソコン、コピーリース料、保守料
管理費支出	(6,254,166)	(6,632,253)	(378,087)	
会議費支出	70,000	70,000	0	通常總會会場費
印刷製本費支出	100,000	300,000	200,000	總會案内八ガキ印刷代
通信費支出	900,000	1,000,000	100,000	總會案内往復八ガキ代
報償費支出	250,000	300,000	50,000	理事会費用弁償
事務所維持費支出	70,000	65,000	5,000	火災保険料
租税公課支出	240,000	240,000	0	事務所・車庫固定資産税
給料支出	2,850,000	2,865,000	15,000	職員給料
諸手当支出	842,000	842,000	0	職員手当、賞与
法定福利費支出	480,000	500,000	20,000	各種社会保険料
福利厚生費支出	370,000	370,000	0	健康診断手数料、退職金共済掛金
預り金支出	82,166	80,253	1,913	前年度社会保険・源泉税預り金
事業活動支出計	16,076,166	16,882,253	806,087	
事業活動収支差額	5,305,066	6,598,153	1,293,087	
投資活動収支の部				
1. 投資活動収入				
特定資産取崩収入	5,000,000	6,500,000	1,500,000	保全引当預金取崩収入
投資活動収入計	5,000,000	6,500,000	1,500,000	
2. 投資活動支出			0	
減価償却資産引当支出	0	0	0	
投資活動支出計	0	0	0	
投資活動収支差額	5,000,000	6,500,000	1,500,000	
財務活動収支の部				
予備費支出	676,900	704,868	27,968	
当期収支差額	978,966	803,021	175,945	
前期繰越収支差額	978,966	803,021	175,945	前年度繰越金
次期繰越収支差額	0	0	0	

平成21年度 特別会計収支予算書

平成21年4月1日から平成22年3月31日まで

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減	摘 要
事業活動収支の部				
1. 事業活動収入				
事務手数料収入	5,000	5,000	0	他地区協会費徴収事務手数料
物品売上収入	60,000	60,000	0	高齢者マーク、反射材売上金
事務所使用料収入	54,000	54,000	0	違反者講習会場使用料(県協会)
器具使用料収入	100,000	100,000	0	コピー使用料(県協会)
講習手数料収入	40,000	40,000	0	社会参加講習手数料等(県協会)
証紙売上収入	28,000,000	27,500,000	500,000	長崎県証紙売上金
事業活動収入計	28,259,000	27,759,000	500,000	
2. 事業活動支出				
租税公課支出	91,200	97,400	6,200	法人市県民税、法人所得税
消耗品費支出	100,000	100,000	0	コピートナー
物品仕入支出	60,000	60,000	0	反射材等購入代金
給料支出	900,000	900,000	0	職員給料
証紙仕入支出	27,100,000	26,600,000	500,000	長崎県証紙購入代金
事業活動支出計	28,251,200	27,757,400	493,800	
事業活動収支差額	7,800	1,600	6,200	
投資活動収支の部				
1. 投資活動収入				
特定資産取崩収入	1,500,000	1,500,000	0	県証紙購入準備資金
投資活動収入計	1,500,000	1,500,000	0	
2. 投資活動支出				
特定資産取得支出	1,500,000	1,500,000	0	保全引当預金への還付
投資活動支出計	1,500,000	1,500,000	0	
投資活動収支差額	0	0	0	
財務活動収支の部				
予備費支出	48,696	59,052	10,356	
当期収支差額	40,896	57,452	16,556	
前期繰越収支差額	40,896	57,452	16,556	前年度繰越金
次期繰越収支差額	0	0	0	